

みんなので防ごう

児童虐待
高齢者虐待



児童虐待の種類

- 身体的虐待…殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺する、やけどを負わせるなど
- 心理的虐待…言葉で脅す、無視する、兄弟姉妹間で差別的な扱いをする、夫婦間の暴力を目撃させるなど
- ネグレクト…適切な衣食住の世話をしない、病気になっても病院に連れて行かないなど
- 性的虐待…性的行為の強要、性的行為を見せる、ポルノ写真の被写体を強要するなど

児童虐待

問合先 家庭児童支援課要保護児童担当 (☎56・3113)

児童虐待とは、親や養育者が子どもに対し、身体的・精神的に苦痛を与えるなどの不適切な行為のことをいいます。虐待によって、子どもへの命が奪われる事件が後を絶ちません。命に関わらなくても、虐待は子どもの生活と今後の人生に大きな影響を及ぼします。

子育ての悩みを1人で抱え込まない

子育ての多くが、母親1人に任せられ、母親の心身への負担が大きくなっています。育児に不安や悩みを感じたら、1人で抱え込まずに、家族や周囲の信頼できる人などに相談してみてください。

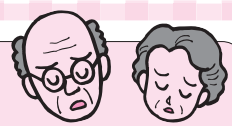
児童虐待を地域で解決しよう

問題を抱える家族を助けるためには、地域の皆さんの「気付き」が重要です。皆さん

からの1本の電話で、救われる子どもや母親がいます。連絡は、匿名で行うことも可能ですので、「おかしいな」と感じたら、ためらわずに下表まで連絡してください。虐待でなかった場合でも、責任を問われることはありません。

名称	日時	問合先
家庭児童支援課要保護児童担当	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時	☎56・3113
西三河児童・障害者相談センター	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時15分	☎0564・27・2779

※土・日曜日、祝日を除く。ただし、児童虐待が疑われ、緊急を要する場合は対応します。



高齢者虐待の種類

- 身体的虐待…殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、ベッドに縛り付けるなど
- 心理的虐待…排泄の失敗を笑う、怒鳴る、ののしる、意図的に無視するなど
- 介護や世話の放棄・放任…入浴をさせず不潔にする、劣悪な環境で生活させるなど
- 経済的虐待…お金を渡さない・使わせない、財産を無断で売るなど
- 性的虐待…下半身を裸にして放置するなど

高齢者虐待

問合先 長寿課地域支援事業担当 (☎65・2120)

高齢者虐待とは、65歳以上の高齢者を世話する家族や親族、同居人、要介護施設従事者などによる不適切な行為のことをいいます。高齢者虐待の背景には、介護疲れや生活苦、介護に関する知識不足などがあります。また、介護の仕方や認知症への対応が不適切なため、介護をしているつもりでも虐待になっていることが少なくありません。

介護を1人でがんばり過ぎない

介護を「がんばる人」ほど、介護の負担を1人で抱え込み、心身ともに疲れ果ててしまう傾向があります。

介護は1人で担うものではなく、チームで支えるものです。チームの1人として、家族だからこそできることに力を発揮してください。

高齢者虐待を地域で解決しよう

地域の皆さんの理解や支えがあれば、本人も家族も安心して暮らすことができます。さりげない手助け、見守り、声掛けなど、ちょっとした勇気や優しさが必要です。地域の皆さんの「気付き」で最悪のケースに至らなかつたこともあります。高齢者や家族の言動、暮らしの様子などから虐待につながる小さなサインがあれば、ためらわずに左表まで連絡してください。連絡者の秘密は厳守され、虐待ではなかつた場合でも、責任を問われることはありません。

担当地区	名称	問合先
八ツ面・三和・室場小学校区	地域包括支援センター 社会福祉協議会	☎56・1021 FAX56・1215
西尾・花ノ木小学校区	地域包括支援センター 中央	☎54・8998 FAX54・5790
平坂・矢田・中畑小学校区	地域包括支援センター いずみ	☎55・7373 FAX55・7374
鶴城・米津・西野町小学校区	地域包括支援センター 鶴城	☎55・3155 FAX64・0017
寺津・福地南部・福地北部小学校区	地域包括支援センター せんねん村	☎64・0002 FAX64・0370
一色町	一色地域包括支援センター	☎72・9654 FAX73・6690
吉良町・東幡豆町・西幡豆町・鳥羽町・寺部町	吉良幡豆地域包括支援センター	☎62・6677 FAX62・6680